

新サービス等の円滑な 実現に向けた電波法制上の論点

平成18年10月

検討課題(1)

1. 通信・放送の融合・連携が進展してきている中、利用者のニーズに応じて多様な通信・放送サービスの提供が円滑に実現できるような電波利用制度の在り方について、早急に措置できることはないか。

2. 近年、通信・放送の分野におけるブロードバンド技術・デジタル技術を軸とした技術革新の動きが急であり、新しいサービス形態が出現してきている。

※ 新技術導入の動き

- | | |
|---------------------------------------|--------------------------|
| (例) ・ 広帯域移動無線アクセスシステム (WiMAX、次世代PHS等) | 《現在、情通審で技術的条件等を審議中》 |
| ・ 高速無線LAN | 《現在、情通審で技術的条件等を審議中》 |
| ・ 広帯域化された3G携帯電話端末 (3.5G) | 《更なる広帯域化について、必要に応じて今後検討》 |
| ・ 第4世代移動通信システム | 《現在、ITUで周波数分配等を検討中》 |

3. 他方で、通信・放送のインフラとして重要な電波利用においては、周波数の逼迫がこれまでになく進行しており、技術革新の成果が円滑に市場に投入されていくためには、電波の一層の能率的利用が確保されていく必要がある。

※ 周波数の逼迫

- ・ 無線局数は、5,118局 (昭和25年) から約1億425万局 (平成18年8月末現在) へと増加。
- ・ 日本は、山間部・離島の散在という地理的条件等から電波の利用密度 (無線局数/国土面積) が高い。
- ・ 電波の利用密度の対外比較

	携帯電話の基地局	地上波放送局
対米国比	約14倍	約50倍
対英国比	約1.3倍	約2.2倍

(次頁に続く。)

検討課題(2)

4. 上記のような観点から、新たな無線サービス提供までの流れを再点検し、通信・放送分野の技術革新の成果が需要に即応して迅速に市場投入されるような法制の在り方について、早急に措置できることはないか検討する必要がある。

[参考]第2回会合における議論

- ・サービスにつなげていく試行的な無線局開設はできないか。
- ・既存無線局との調整を迅速化できないか。
- ・技術基準策定を迅速化できないか。
- ・電波の利用者のスタイルや意向を勘案して考えるべきではないか。



新たな無線サービスの提供までの主な流れに即して、各構成員の議論を踏まえ、新システム・新サービスの円滑な実現を促す見地から、事務局においてアンケート・ヒアリングを実施。

(平成18年9月29日(金)～10月24日(火))

実施対象
(165者)

- ・電気通信事業者
- ・放送関係法人
- ・MCA運営法人
- ・自営系ユーザ団体
- ・無線機器メーカー・販売会社団体
- ・地方公共団体 等



そこで寄せられた要望等を基に、4つの論点に集約。

新たな無線サービスの提供までの主な流れ

無線局開設者の動き

実験・市場調査等

既存無線局等
との調整

無線局の開設

無線局の運用

行政庁の動き

研究会等での
技術的条件等の検討

<技術基準の策定
/周波数割当計画の変更>

省令案・告示案作成

意見公募

公布準備等

省令・告示制定

審議会の動き

情報通信審議会
/情報通信技術分科会

技術的条件等の
審議開始

意見の聴取

意見公募

答申

電波監理審議会

諮問

意見の聴取

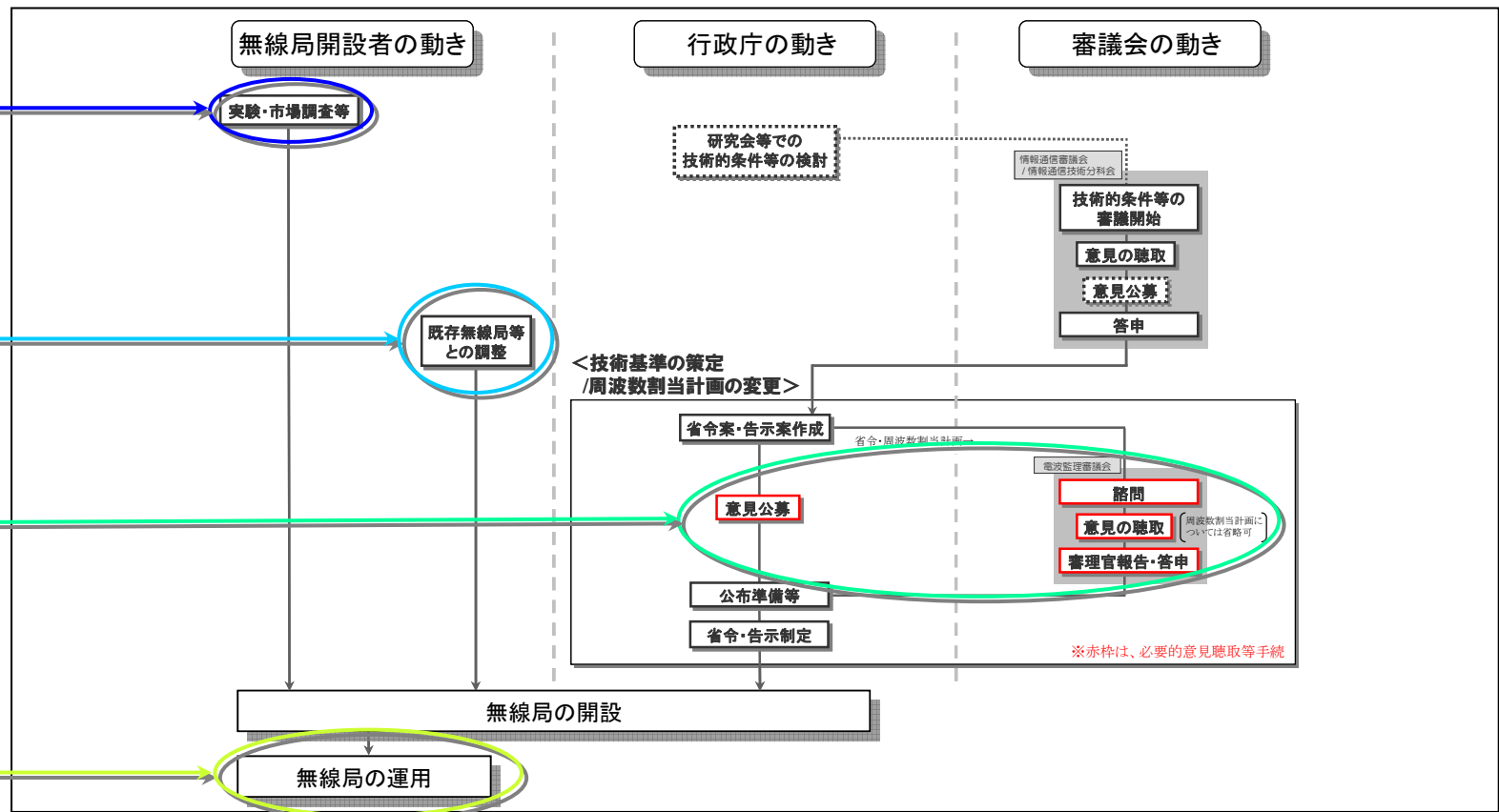
審理官報告・答申

(周波数割当計画に
ついては省略可)

※赤枠は、必要的意見聴取等手続

新しい電波利用の促進に向けた論点

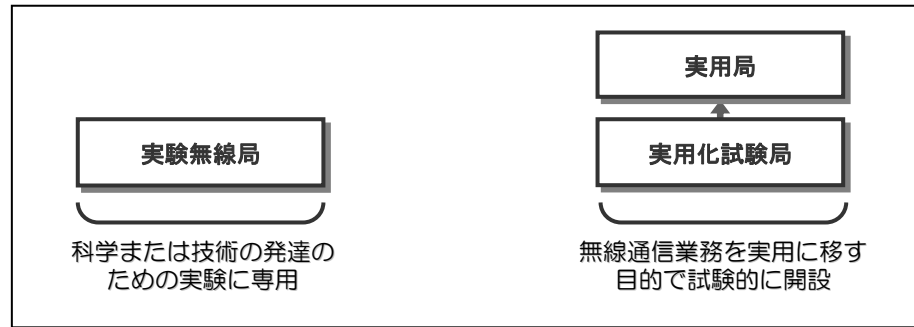
- 論点1. 試験目的の無線局の拡大
- 論点2. 無線局等間の調整の円滑化
- 論点3. 新システム導入手続の迅速化
- 論点4. 電波の柔軟な利用



論点1. 試験目的の無線局の拡大(1)

<現行制度の概要>

実用目的ではない、試験目的の無線局としては、実験無線局及び実用化試験局の制度が設けられている。
(放送用としては、放送試験局(無線局数0(平成18年8月末現在))及び放送試験衛星局(同0(平成18年8月末現在))の制度がある。)



実験無線局

「科学又は技術の発達のための実験に専用する無線局」(電波法第5条第2項第1号)

- ・周波数の割当…周波数割当表に定めるところに関わらず周波数を割当て
(周波数割当計画(平成12年郵政省告示第746号)第1第6項)
- ・外国性排除 …適用対象外(電波法第5条第2項第1号)
- ・電波利用料 …1年の期間について500円(電波法第103条の2第1項)
- ・無線局数…7967局(平成18年8月末現在)

実用化試験局

「当該無線通信業務を実用に移す目的で試験的に開設する無線局」(電波法施行規則第4条第1項第23号)

- ・周波数の割当…実用化時に想定される無線通信業務、無線局の目的及び周波数の使用に関する条件に従って割当て (周波数割当計画(平成12年郵政省告示第746号)第1第7項)
- ・無線局数…2局(平成18年8月末現在)

論点1. 試験目的の無線局の拡大(2)

〈アンケート・ヒアリングに際して寄せられた要望より〉

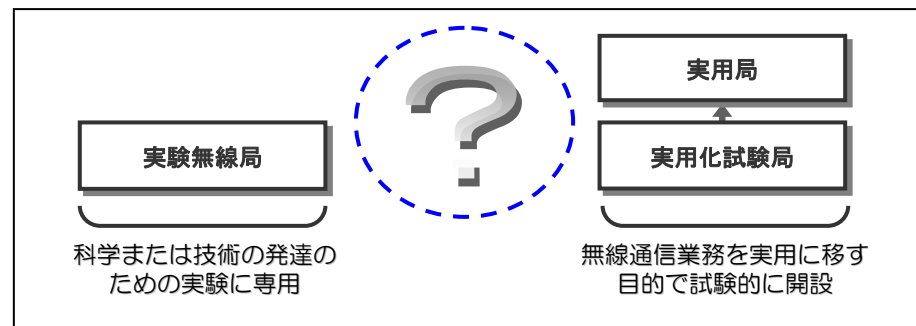
次のための無線局の実現を要望。

- ・ 実用可能性の高い技術を用いたシステムの実証実験・性能評価
- ・ デモンストレーションや実演
- ・ 一般利用者による試用



〈検討の視点〉

- ・ 新しいサービス等の円滑な実現のためには、技術的可能性や利用者の需要動向の検証のために様々な実験・試験を行うことが重要と考えられる。
- ・ 上記のような実験・試験を円滑に行う上で、現行の制度の射程に拡大等の改善の余地はないか。



論点2. 無線局等間の調整の円滑化(1)

<現行制度の概要>

新システムによる無線局開設等に際して、多くの場合、無線局等間の妨害を排除するための当事者間の調整が必要になっているが、この調整に関する手続き等が制度的に存在していない。

<最近の無線局等間の調整の事例>

開設無線局	既存無線局	調整の内容
第3世代携帯電話の基地局(1.7GHz帯)	PHSの基地局	・第3世代携帯電話の基地局からPHS基地局への干渉の影響を改善するための調整。
第3世代携帯電話の基地局(2GHz帯)	PHSの基地局	・第3世代携帯電話の基地局からPHS基地局への干渉の影響を改善するための調整。
	ルーラル加入者無線システム	・既存無線局との干渉の影響を改善するための調整。
	人工衛星局等の宇宙運用システム	
W-CDMA及びCDMA2000の基地局		
デジタルMCAの移動局(800MHz帯)	第3世代携帯電話の基地局(800MHz帯)	・第3世代携帯電話の基地局からデジタルMCAの移動局への干渉の影響を改善するための調整。

論点2. 無線局等間の調整の円滑化(2)

<アンケート・ヒアリングに際して寄せられた無線局等間調整の現状に関するコメントより>

無線局等間の調整に当たり、次の点で困難がある。

- ・干渉許容レベルについての認識差の調整
- ・妨害回避策(出力の低減、アンテナの方向の変更、干渉低減フィルタの追加、周波数変更等)の選定
- ・上記回避策のための費用の負担方法の決定

上記の調整が長期化し、1年から2年程度を要することがある。



第三者による斡旋等の制度を要望(費用負担が重くない方法を要望)



<検討の視点>

- ・周波数が逼迫する中、新システムの導入に際しては、電波の妨害を排除するために既存の無線局等との調整が重要となってきた。
- ・しかしながら、この調整が長期化する事例も発生してきている。これにより、新サービスの実現の迅速化を阻害するおそれはないか。
- ・新サービス等の円滑な実現に向けて、上記の調整の円滑化のための制度的手だてが必要ではないか。
- ・具体的な方策としては、例えば、第三者的な立場から調整の当事者に対して斡旋や仲裁が行われる手続は、有用ではないか。

論点3. 新システム導入手続の迅速化(1)

<現行制度の概要>

- ・無線局の開設に際して適合が求められる技術基準は、無線設備規則等において規定されている。
- ・新システムの導入に際して必要となる技術基準策定のための省令改正等については、例外なく電波監理審議会への諮問及び同審議会による意見聴取が必要とされている。

免許審査事項(電波法第5条第1項・第4項及び第7条第1項・第2項)

- ・欠格事由の有無
- ・技術基準適合性
- ・周波数の割当可能性
- ・財政的基礎(放送をする無線局のみ。)
- ・根本基準への合致

電波監理審議会への諮問事項(電波法第99条の11第1項)

- (1)総務省令の制定・変更・廃止(第1号)
 - (2)放送用周波数使用計画の制定・変更、周波数割当計画の作成・変更、電波の有効利用程度の評価、開設指針の制定・変更及び特定公示局の制定・変更(第2号)
 - (3)取消処分(第3号)
 - (4)予備免許、変更許可、包括免許、開設計画認定等(第4号)
※(4)のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては諮問せずに措置が可能(電波法第99条の11第2項)
- (1)、(3)・・・意見の聴取を行わなければならない。(電波法第99条の12第1項)
- (2)、(4)・・・電波監理審議会が必要があると認めるときは、意見の聴取を行うことができる。
(電波法第99条の12第2項)

論点3. 新システム導入手続の迅速化(2)

<アンケート・ヒアリングに際して寄せられた新システム導入手続に関するコメントより>

- ・技術基準策定には、関係者からの意見聴取と十分な検討が必要。
- ・審議等手続の効率化が技術基準策定に要する期間の短縮に有効。



<検討の視点1>

- ・技術基準は、電波の妨害の排除や能率的利用の確保の観点から、無線設備規則等に規定。
- ・上記の観点を損なうことなく、例えば、省令では基本的な考え方を定めることとし、個別的な数値は別途定めることとするなど、従来から進められてきた省令の規定の簡素化について、拡大の余地はないか。

<検討の視点2>

- ・電波監理審議会における手続を充実させるためには、審議や意見聴取の対象について、重要・軽微といった重み付けを行う必要はないか。
- ・上記のような観点に立つと、電波監理審議会自身の判断によって、例えば、次のように扱うことができるようにする必要はないか。

- | | | |
|---------|--|----------|
| 諮問・意見聴取 | ・規定の形式的な整備
(例: 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理) | → 諮問対象外 |
| | ・国民の権利・義務に関し影響の大きい省令の改廃 | → 重点的に審議 |

論点4. 電波の柔軟な利用(1)

<現行制度の概要>

・無線局の運用は、免許人・登録人以外の者が行うことはできないとされている。

「次のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第4条の規定による免許又は第27条の18第1項の規定による登録がないのに、無線局を開設し、又は運用した者

二～九 (略)」

(電波法第110条)

論点4. 電波の柔軟な利用(2)

<アンケート・ヒアリングに際して寄せられた要望より>

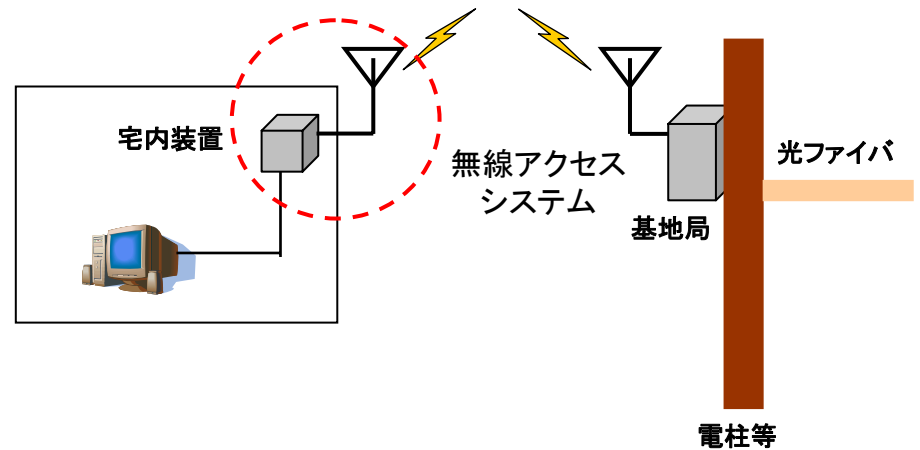
電波の次のような利用形態を実現するための運用者の一時的変更を要望。

- ・屋内無線局のサービス利用者側による運用
- ・イベント会場、建設現場、選挙活動等における簡易無線設備の貸出し
- ・災害時等における応援者への無線設備の貸出し

【屋内無線局】



(壁面に設置されたPHS小電力基地局)

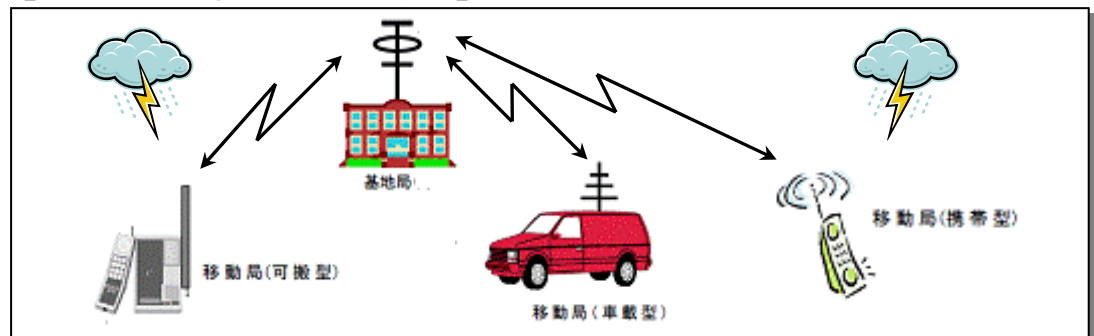


【簡易無線】



(携帯型)

【地方公共団体の陸上移動局】





<検討の視点>

- ・免許人等と運用者とを一致させる現行制度は、無線局の管理を適格者に委ねることとするもの。
- ・他方で、貸与等を受けることで無線局の一時的運用ができる場合があれば、それにより新しいサービス提供形態が創出される可能性もあるのではないか。
- ・電波の干渉を排するための一定条件を満たし、利用者の選定の必要の少ない無線設備等について、市場の需要に即して、欠格事由に該当しないなどの要件を満たす者に一時的な運用を認める余地はないか。